

# 次第

1. 電子契約とは何か
2. 電子契約のメリットは何か
3. 電子契約システムでの操作説明
4. 電子契約された電子契約書類の真正性の確認
5. 手のひら県庁における電子契約の位置づけ
6. 県の導入スケジュール（過去）
7. 電子契約業務フロー
8. 電子契約システムを利用する上での必要な環境
9. よくある質問と回答
10. 質疑応答

# 1 電子契約とは

- 電子契約とは、紙による契約書を作成する代わりに電子文書（PDF）に電子署名やタイムスタンプ（時刻情報）を付与することで真正性（本人性や非改ざん性）を担保することが可能な契約方式のことです。
- 県会計規則では、第149条の規定により契約の相手方を決定したときは契約書の作成が必要（第149条の2の規定により契約書の作成を省略することが出来る場合を除く）。
- 電子契約に付す電子署名の方法には次の2種類がありますが、県では、県民や事業者など受注者側が利用しやすい立会人型電子署名を電子契約に利用。

## 2 電子契約のメリットは何か

### ○導入効果（見込み）

- 受注者（事業者側） が電子契約により契約した場合、契約事務の省力化、印紙税や送料の削減
- 発注者（県側）では、契約書製本、押印や送付など契約書に係る作業が約 8 割削減、これらに要する人件費及び送料も大幅削減。

# 印紙税の取扱

## ○印紙税の取扱

印紙税法第2条は、課税対象となる「文書には、…印紙税を課する。」と規定しています。この「文書」に電子契約が該当するかの問題については、国会答弁及び国税庁への照会への回答において電子文書には印紙税が課税されないとされていることから、電子契約では収入印紙の貼付が不要です。

### ■衆議院第162回国会質問第9号平成17年3月15日

事務処理の機械化や電子商取引の進展等により、これまで専ら文書により作成されてきたものが電磁的記録により作成されるいわゆるペーパーレス化が進展しつつあるが、文書課税である印紙税においては、電磁的記録により作成されたものについて課税されない。<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/162/touh/t162009.htm>

### ■国税庁ウェブサイト 照会事項への回答

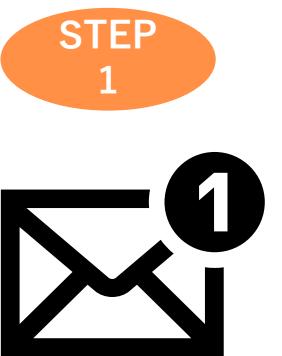
注文請書の現物の交付がなされない以上、たとえ注文請書を電磁的記録に変換した媒体を電子メールで送信したとしても、ファクシミリ通信により送信したものと同様に、課税文書を作成したことにはならないから、印紙税の課税原因は発生しない。

[https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokaito/inshi\\_sonota/081024/02.htm](https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokaito/inshi_sonota/081024/02.htm)

### 3 電子契約システムでの操作説明

# えひめ電子契約システムについて、 事業者側の契約締結に係る操作は3ステップで完了します。

- ①自治体側から届いた電子署名依頼のメールをクリック。
- ②電子契約書類(PDFファイル)を確認し、電子署名を行います。
- ③自治体側の電子署名が行われると、締結完了。締結済みのデータをダウンロードし、各社で保管します。



電子署名依頼  
メールを受信



契約書類確認・電子署名



自治体側の電子署  
名で締結完了。  
締結済みデータを  
保管

## 4 電子契約された電子契約書類の真正性の確認

# 5 手のひら県庁における電子契約の位置づけについて

## ◆手のひら県庁への挑戦（デジタル総合戦略 令和3年3月（第1期）、令和6年3月（第2期））

- ・ 県庁に訪れることなく、県民の手のひらで全ての行政サービスが完結することを目指す。

## ◆手のひら県庁DX推進事業（令和4年度～）

- ・ 誰一人取り残さない行政のDXを実現するため、スマートフォンなど様々なデバイスに対応し、
- ・ いつでも・どこでも県の行政手続等を行える環境（電子申請システム、施設利用予約システム、電子契約システム）を整備、
- ・ 利用者目線に立った行政サービスの提供と、府内の業務効率化の推進を図る。

手のひら県庁が「3本柱」に



### 電子申請システムの構築

- 県が行う研修会の申込やアンケートなど簡易な手続から、法令や条例に基づく厳格な手續から支払いまで（一部手続きのみ）まで様々な場面で利用できる電子申請システム

- オンライン化目標  
令和4年度：100手続（全処理件数の4割）  
令和5年度：100手続（全処理件数の5割）  
令和6年度：100手続（全処理件数の6割）

### 施設利用予約システムの再構築

- 県有施設の貸館について、予約から施設利用料の支払まで一連の手續がオンラインで行えるシステム

#### ○対象施設：17施設

- ・武道館
- ・総合運動公園
- ・えひめ森林公園
- ・道後公園グランド
- ・テクノプラザ愛媛
- ・視聴覚福祉センター
- ・歴史文化博物館
- ・美術館
- ・県民文化会館
- ・総合科学博物館
- ・男女共同参画センター
- ・南レク都市公園（×3）
- ・総合社会福祉会館
- ・えひめこどもの城
- ・えひめエコハウス
- ・アイテムえひめ
- ・紙産業技術センター
- ・ファミリーハウスあい

### 電子契約システムを構築中

#### ○電子契約

県発注のうち電子契約対象事業について、事業者が希望する場合に利用する電子契約システム  
**事業者メリット：収入印紙代が不要（0円）**

#### ○電子通知

県民及び事業者からの申請に基づき、県が通知を行う場合に電子署名を付与するシステム

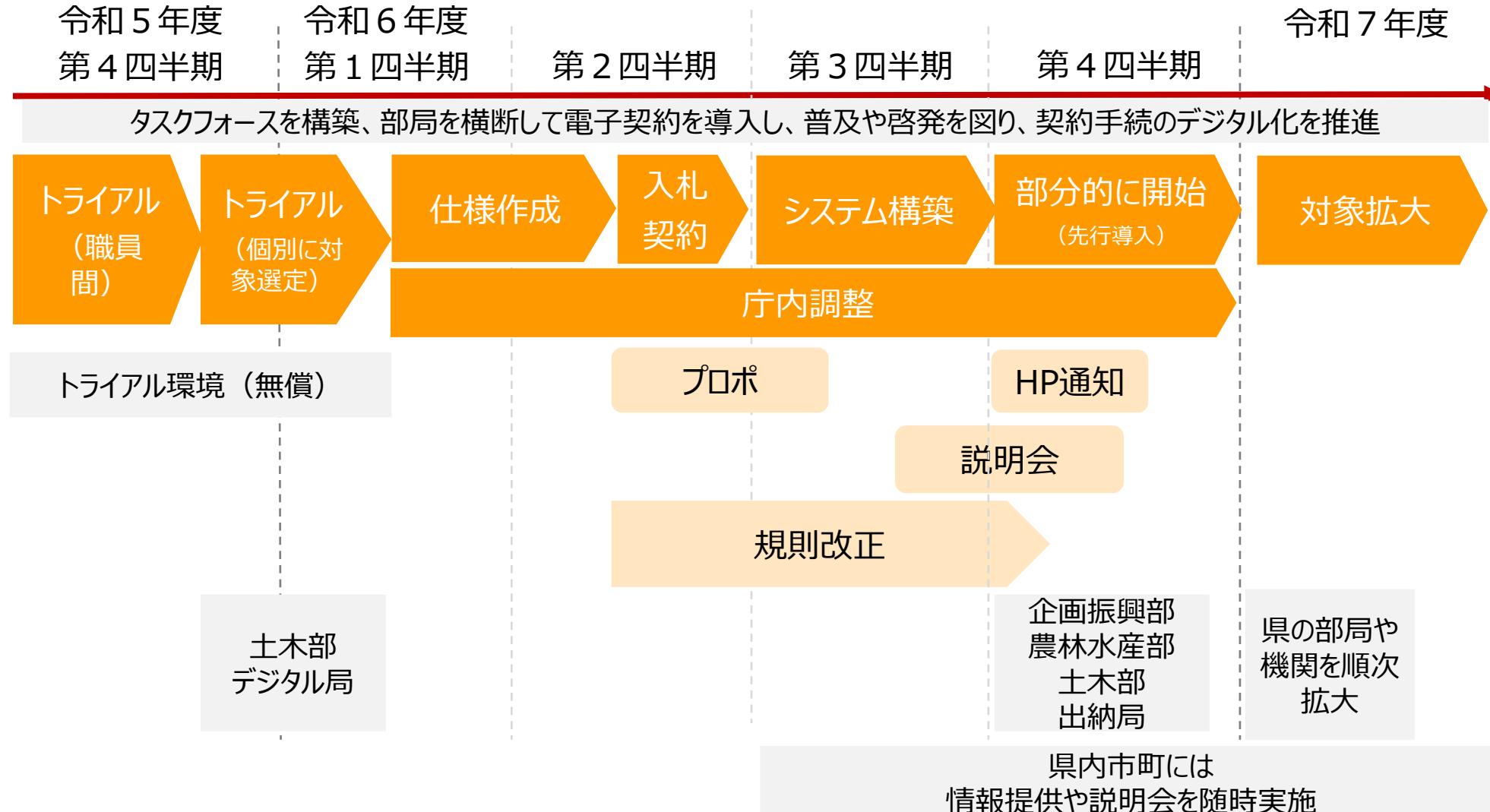
**県民及び事業者メリット：通知の保管が電子データで容易**

## ◆スケジュール（電子契約システム）

	令和6年9月	～令和6年12月	令和7年1月～	令7年4月～
電子契約システムの構築、運用	事業者選定	システム改修、試験	先行導入部門で運用開始	全庁展開

## 6 県の導入スケジュール（過去）

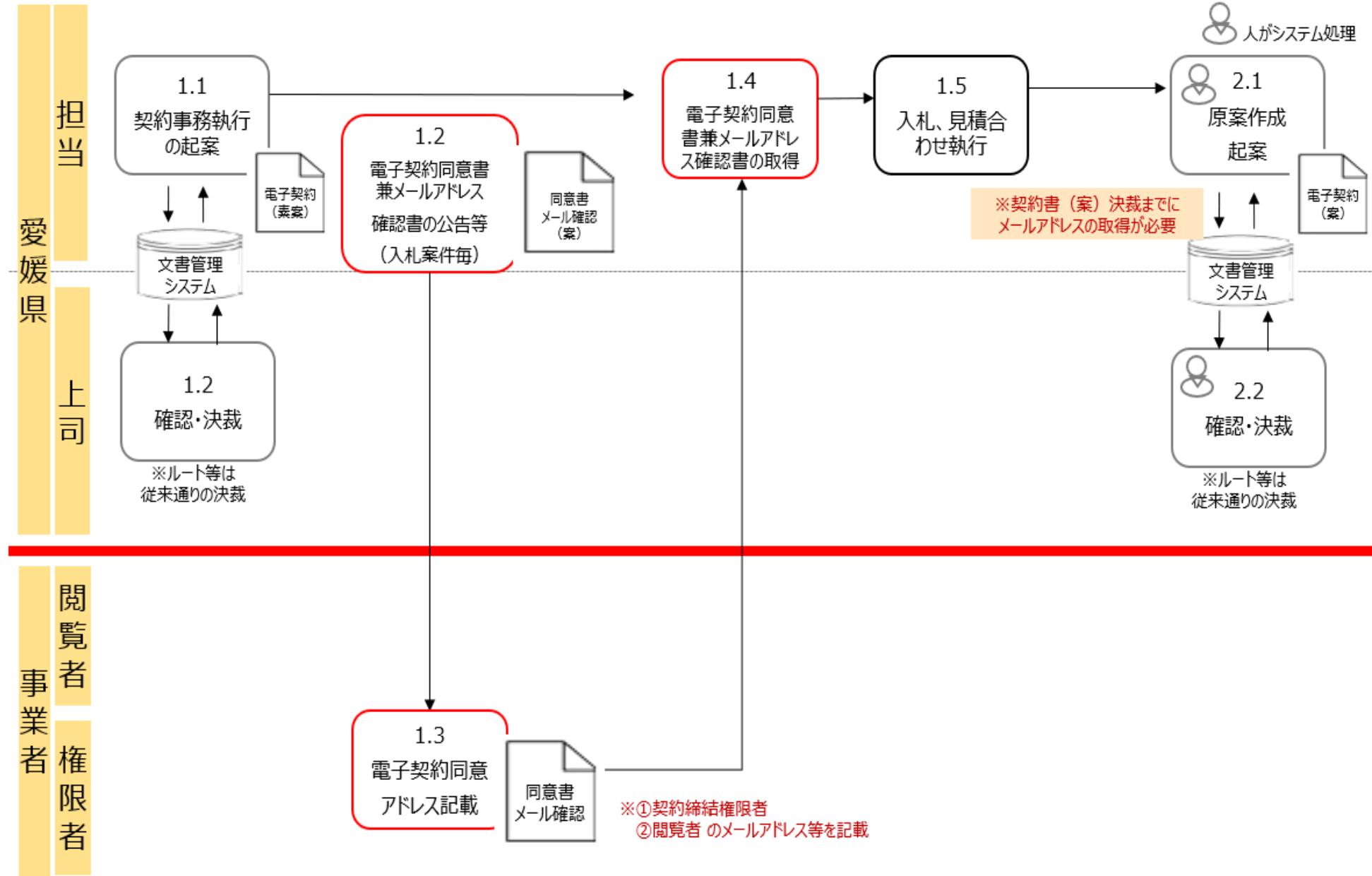
令和7年1月下旬から先行導入、令和7年4月に全庁展開を順次実施



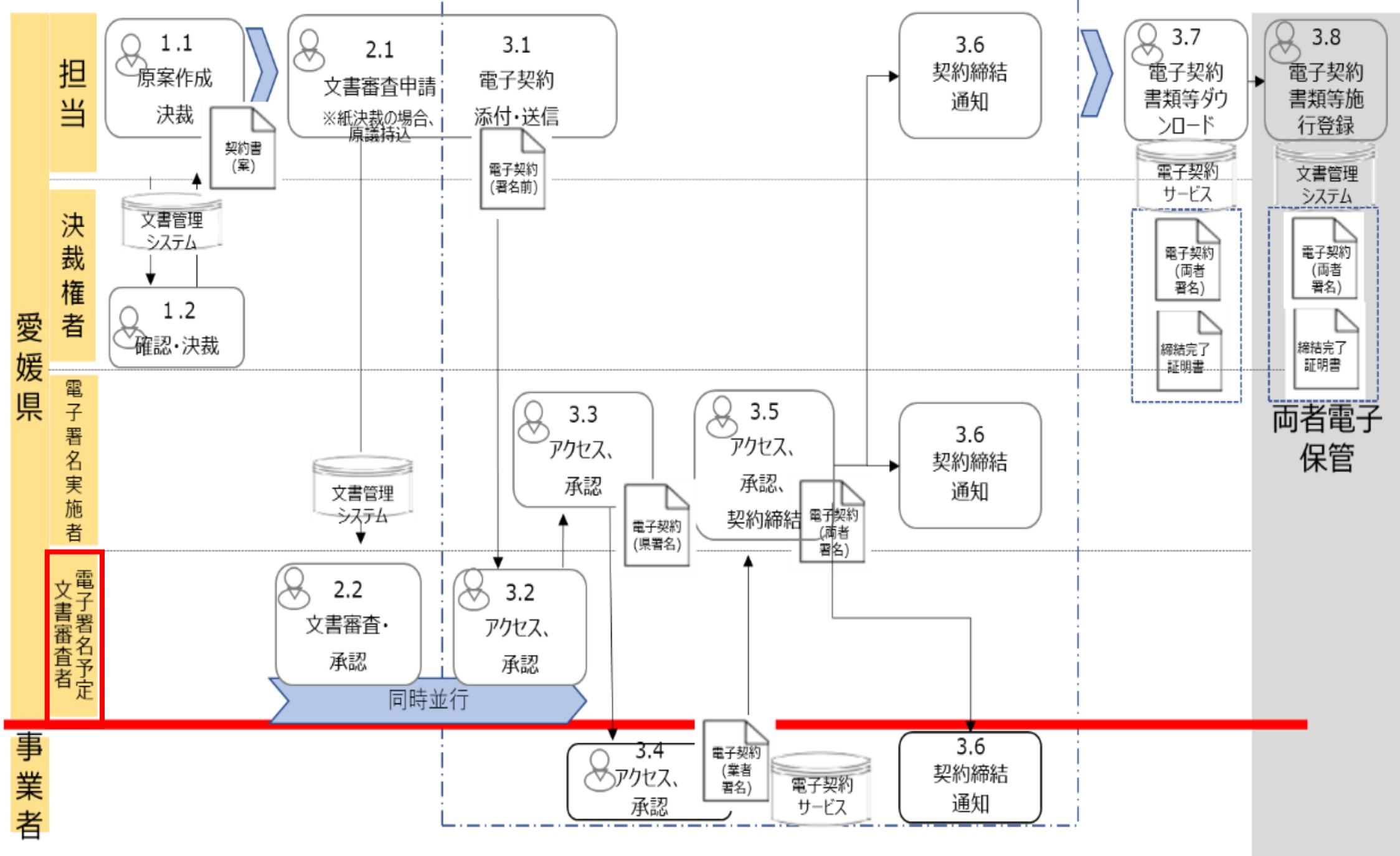
# 令和7年度の電子契約の対象

- 令和7年度は、電子契約のメリットを最大化するため、県が行う契約（請書含む）については、原則として電子契約の対象とすることとしています。
- ただし、公共工事や工事に係る委託（測量等）は、所管において設定しています。
- どの案件が電子契約対象であるかは、入札説明書や見積合わせなどの資料に明示し、受注者（事業者）側が可否を選択することとしています。
- 令和7年度は、導入対象の部局や機関の順次拡大しているところ。

## 7 電子契約業務フローについて



様式第1号									
愛媛県契約担当者 様									
住 所									
法 人 名									
代表者職氏名									
電 話 番 号									
電子契約同意書兼メールアドレス確認書									
電子契約システムを利用して県と電子契約を締結することに同意します。 契約締結の承認に利用するメールアドレスは、次のとおりです。									
1 発注機関名 <input type="text"/>									
2 案件名（業務名、工事名等） <input type="text"/>									
3 契約締結権限者（電子契約システムでの電子署名実施者） <table border="1"> <tr><td>所 属</td><td></td></tr> <tr><td>役 職</td><td></td></tr> <tr><td>氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>個人メールアドレス</td><td></td></tr> </table>		所 属		役 職		氏 名		個人メールアドレス	
所 属									
役 職									
氏 名									
個人メールアドレス									
4 閲覧者 ( 1 ) 閲覧者 1 人目（必須） ※本案件の担当者を念頭に次を記入してください。 <table border="1"> <tr><td>所 属</td><td></td></tr> <tr><td>役 職</td><td></td></tr> <tr><td>氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>メールアドレス</td><td></td></tr> </table>		所 属		役 職		氏 名		メールアドレス	
所 属									
役 職									
氏 名									
メールアドレス									
( 2 ) 閲覧者 2 人目（任意） <table border="1"> <tr><td>所 属</td><td></td></tr> <tr><td>役 職</td><td></td></tr> <tr><td>氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>メールアドレス</td><td></td></tr> </table>		所 属		役 職		氏 名		メールアドレス	
所 属									
役 職									
氏 名									
メールアドレス									
※この様式は、入札参加申請や見積書を提出する際など決められた期限までに、県の担当者まで 提出してください。									
※Excel形式のまま電子データで提出してください。									
※メールアドレスは、事業者のドメイン名(co.jpドメイン等)があるものを使用している場合は記入し、 無い場合はフリーメールのアドレスを記入してください。									
閲覧者は複数人が閲覧可能なメールアドレスの記入も可能です。									
※契約締結権限者及び閲覧者は原則異なる対象者を記入してください。									
※3人目以降の閲覧者が必要な場合は、対象欄を追記（コピー）して記入してください。									
※メールアドレス「e-signature-info@ehime.lg.greatsign.com」から電子署名依頼のメールが届きます。									



# 電子契約システムの手順の概略（入札の場合）

- ①県は、契約事務執行の起案・決裁し、入札公告
  - ・入札説明書に電子契約が利用可能な旨を記載
  - ・入札公告資料に様式「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を含めて入札公告を実施
- ②事業者側は、電子契約を希望する入札参加者は、入札参加提出資料とともに、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を県の原課の入札事務担当者へ提出
- ③県は、入札参加提出資料と併せて同確認書を確認
- ④県は、入札執行後、電子契約を希望する入札参加者が落札した場合、組織内で電子契約すること及び電子契約書類の決定（決裁）
- ⑤県の電子契約事務担当者は、電子契約システムにログインして電子契約書類（PDF形式）をアップロードし、各種設定を行い、受注者側に送信

- ⑥受注者側は、契約相手方の電子署名実施者は、電子契約締結依頼のメールを受信後、電子契約システムで電子契約書類を確認し、承認（電子署名）
- ⑦県は、電子契約に係る締結依頼のメールを受信後、電子契約システムで電子契約書類を確認し、承認（電子署名）
- ⑧受注者側と県の双方が電子契約システムで対象の電子契約書類に電子署名したため、電子契約の締結
- ⑨受注者側と県は、電子契約締結のメールを受信後、電子契約システムで電子契約書類や電子契約締結完了証明書をダウンロードし、各社の文書管理ルールをもとにデータ保存・管理

# 電子契約に係る入札説明書の記載例

## ■ 契約書の作成

- (1) 契約書は書面によるほか、愛媛県電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- (2) 落札した場合に電子契約を希望する場合は、入札要求事項提出期限までに電子メール（○○○○○@pref.ehime.lg.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
- (3) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 8 電子契約システムを利用する上での必要な環境

# えひめ電子契約システムのご利用に必要な環境

## 1. インターネット環境

インターネットのWeb閲覧、メール送受信が可能な環境をご準備ください。

※固定回線でなくても問題はありません。スマートフォン等のモバイルデバイスからでもアクセスでも問題ありません。

## 2. 接続端末について

インターネットに接続可能な端末であれば、端末機種、OS種類、ご利用になるブラウザ、メールの種別は問いません

## 3. メールアドレスについて

・事業者様が特定できるドメインのメールアドレス（推奨）、個人に必ず到達するメールアドレス

・メールアドレスは、事業者のドメイン名(co.jpドメイン等)があるものを使用している場合は同メールアドレスをご記入頂き、無い場合はフリーメールのアドレスを記入してください。  
閲覧者は複数人が閲覧可能なメールアドレスの記入も可能です。

# 9 よくある質問 1

## 1 変更契約について

質問：変更契約書も、電子契約の対象となるのか？

回答：当初契約で電子契約を実施している場合は、変更契約も電子契約システム及び電子契約の対象となります。変更契約だけを電子契約することは対象外としています。

## 2 1つの契約で受注者側の事業者が複数の場合について

質問：1つの契約で、県を除き契約者が複数いる場合（JV等）は電子契約システムが利用できるか？

回答：電子契約システムでは可能であり、電子契約の対象案件であり、複数の契約者全員が希望する場合は、電子契約が可能です。

## よくある質問 2

### 3 受注者側の電子契約システムの利用について

質問：受注者側が導入している電子契約システムを利用して、電子契約を締結するができるか？

回答：受注者側が導入している電子契約システムを利用する場合のほか、愛媛県が導入している電子契約システムと同じものを事業者側が利用している場合であっても、現在は出来ません。

### 4 「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の契約締結権限者について

質問：契約締結権限者とは、どのようなことを行うか？

回答：電子契約システム上で、県側と行う契約に問題がないかを確認し、電子署名（確定処理）を行い、契約を締結することとなります。このため、権限が無いのに契約締結するなど無権代理とならないよう事業者側で適切にご設定をお願いします。

# 10 質疑応答